

防府市生活管理指導員派遣事業実施要綱

平成14年4月1日制定

(目的)

第1条 本事業は、介護保険の適用を受けない在宅高齢者で、基本的な生活習慣の欠如や社会適応が困難な高齢者（以下「要支援高齢者」という。）に対して、訪問により日常生活に対する指導、支援（以下「生活支援」という。）を行うことにより、要支援高齢者の自立した生活の継続及び介護予防を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、防府市とする。ただし、あらかじめ市長が指定した社会福祉法人等（以下「実施事業所」という。）に委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、防府市内に居住する、おおむね65歳以上の要支援高齢者（65歳未満であって初老期認知症に該当する者を含む。）であつて、生活支援を必要と市長が認めたものとする。

2 介護保険の要介護認定を受けた者、及び明らかに介護保険の要介護認定の対象となると思われる者は対象外とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得するための支援・指導）
- (2) 家事に対する支援・指導
- (3) 対人関係の構築のための支援・指導（外出への支援・指導等）
- (4) 関係機関等との連絡調整
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

(実施の決定)

第5条 本事業の実施対象者の決定は、その者の実態調査の上、地域ケア会議を活用し、防府市地域包括支援センターが作成した介護予防サービス・支援計画書を基に、派遣決定するものとする。ただし、市長が認めた場合は、こ

の限りでない。

(実施要件)

第6条 本事業の対象期間は、原則として2ヶ月を限度とし、1週当たり6時間以内とする。ただし、市長が対象期間の延長が真にやむ得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(利用者負担)

第7条 本事業の利用は、無料とし、派遣に係る費用のうち実費相当分は利用者負担とする。

(費用の支弁)

第8条 市長は、本事業を委託した実施事業所に委託料を支弁するものとし、その額は契約で定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。